

「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務

公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

国内外の多くの人々が訪れる2025年大阪・関西万博を機に、兵庫県では、SDG sの視点から、地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただくプログラム「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「F P」）の取組を進めている。

本業務では、万博開催中のみならず万博閉幕後も、阪神北地域のF Pを核とした誘客や交流を促進するため、若者・Z世代及びインフルエンサー等と連携し、外からの視点を取り入れながら、F Pの魅力を広く効果的・効率的に発信することを目的とする。

ついては、本事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、委託する者を選定するため企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

「万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本を委託者に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(6) スケジュール

令和7年7月17日（木） 募集要項等の公表・配布

7月29日（火） 質問書の提出期限

7月31日（木） 質問書に対する回答の期限

8月6日（水） 企画提案書等の提出期限

8月18日（月）～22日（金） プレゼンテーション審査

8月下旬頃 審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- ② 5(2)に掲げる必要書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

④ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

※1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記①～⑥の資格を満たさなければならない。

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和7年7月17日(木)

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hnk02/07field-pavilion-jouhou-hasshinn.html>)

5 応募図書の提出等

(1) 募集期間

令和7年7月17日(木)～令和7年8月6日(水)

(2) 応募図書及び部数(規格は日本工業規格A4片面)

- ① 応募申請書(様式1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ② 提案者概要(様式2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ③ 企画提案書(様式3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ④ 経費積算見積書(様式4)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ⑤ 誓約書(様式5～7)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ 実施スケジュール、当該事業実施にあたっての管理体制・組織(任意の様式)・・・・・・・・10部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類(提案者の概要がわかるパンフレット)

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

(提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可)

※なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、誓約書(様式6)を提出すること

(ウ) 法人等に関する書類

法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類

(提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可)

(3) 提出先等

① 提出先

兵庫県阪神北県民局県民躍動室県民課 濱田あて

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

電話: 0797-83-3154(直通) 電子メールアドレス: hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

② 提出の方法及び期限

持参又は簡易書留郵便(事前に上記(3)①まで電話連絡のこと)により、上記(2)①～⑦の応募図書等を令和7年8月6日(水)17:00(必着)までに提出すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9:00～17:00(12:00～13:00を除く)とする。

(4) 募集要項の内容に関する質問等

① 募集要項に関する質問

質問は電子メールで行うものとし、令和7年7月29日(火)17:00までに、上記(3)①まで提出する。なお、電子メール件名冒頭には「質問：万博・アフター万博の地域資源を活用した魅力発信」の文言を入れること。

② 質問に対する回答

原則、令和7年7月31日(木)までに、当該質問者に対して個別に電子メールにより回答する。
なお、共通事項に関しては県HPにも掲載する。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の提出

プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

(7) 応募図書の著作権

必要書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。

(8) 応募図書の取扱い

県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(9) 応募図書の公表

応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

6 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目等について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。なお、審査はプレゼンテーションにより実施する（応募者へは別途、日時・場所などを連絡する）。

審査項目	審査内容
企画業務	本事業の趣旨や内容を理解しているか。
運営業務	関係者との調整をはじめ、円滑に業務を遂行できる管理・運営体制か。
情報発信業務	効果的に情報発信して魅力を発信できる内容になっているか。
効果検証業務	業務の効果検証が、優れた内容となっているか。
業務実績・見積金額	類似業務の実施実績があるか。見積金額は妥当か。
その他	事業者独自の優れた提案があるか。

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

7 委託契約の締結等

(1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「当選者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と当選者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (2) 当選者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び、業務実施後に実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 当選者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は当選者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得ること。
- (5) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払を行うことができるが、業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還すること。
- (6) 当選者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 事務局

兵庫県阪神北県民局県民躍動室県民課 濱田

電話：0797-83-3154（直通） FAX：0797-86-4379

電子メール：hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp